

1. 件名：地震発生時における事業者からの通報等についての面談

2. 日時：令和5年6月9日(金) 14時00分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 3階 打合せスペース

4. 出席者（一部テレビ会議システムによる出席）：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室

佐々木補佐、田村補佐

北海道電力株式会社

原子力事業統括部グループリーダー、他3名

東北電力株式会社

原子力本部副長、他1名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部チームリーダー

中部電力株式会社

原子力本部副長

北陸電力株式会社

原子力本部統括（課長）、他1名

関西電力株式会社

原子力事業本部マネジャー、他1名

中国電力株式会社

電源事業本部副長、他1名

四国電力株式会社

原子力本部担当

九州電力株式会社

原子力発電本部担当、他1名

日本原子力発電株式会社

発電管理室課長、他1名

原子力エネルギー協議会副長

5. 要旨

令和5年5月18日に面談を実施した「地震発生時における地震加速度の連絡方法について」等に関連して、原子力規制庁より各電力会社に対して以下の協力要請を行った。

- 地震発生時、原子力事業所所在市町村における震度6弱未満の場合（情報収集事態以下）の通報様式にも、原子力事業者防災業務計画に定める警戒事態発生時等の通報様式と同様に地震加速度及びトリップ設定値を記載頂きたい。なお、第一報は施設の異常等の速報が最重要であるため、第二報以降の報告でも問題ない。
- 地震加速度の記載については原則、水平方向、鉛直方向の値を記

載頂きたいが、事業者毎に事情がある場合には個別に相談頂きたい。

- トリップ設定値の記載については廃止措置認可を受けたプラントや特定原子力施設については不要とする。
- 大規模自然災害発生時等における情報発信の強化について（平成28年7月13日原子力規制委員会資料）で示しているとおり、原子力規制庁の情報発信の条件として、立地市町村において震度4以上、立地道府県において震度5弱以上、としていることから、改めて、上記の地震が発生した場合には通報頂きたい。

上記の説明に対して、各電力会社から地震加速度及び保安規定に記載されているトリップ設定値を記載すること等に了承した旨の回答があった。また、情報収集事態以下の様式の変更に当たっては、必要に応じて各地方自治体への説明が必要であるため、本格運用までには一定程度の期間を要することから、その間、地震加速度は必要に応じて通報様式の別紙として通報するとともに、各社の保安規定に記載されているトリップ設定値をとりまとめた表を事前に共有しておく等の対応とすることで合意した。

6. 配付資料

- ・なし